

災害時の広報印刷物発行の協力に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 千葉市（以下「甲」という）と株式会社千葉日報社（以下「乙」という）は、千葉市内に、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という）に、広報印刷物を発行することを目的として、この協定を締結する。

(協力要請)

第2条 災害時に広報印刷物を発行する必要があるときには、甲は乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は、要請内容に応じ、可能な協力をを行うものとする。

(協力の内容)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、他の業務に優先して、広報印刷物の製版、印刷等を行うものとする。

(連絡体制)

第4条 甲が行う協力要請の手続きは、総務局市長公室広報課が担当する。
2 甲は、要請に当たって、協力を要する内容その他必要事項を連絡するものとする。
3 乙の連絡窓口は、出版局とする。
4 乙は、常に、甲の要請に円滑な対応が図れるよう、連絡体制等を確立しておくものとする。

(経費負担)

第5条 乙が、第3条による広報印刷物の製版、印刷等に要した経費は、甲が負担する。

(価格の決定)

第6条 前条の規定により甲が負担する価格は、甲・乙協議のうえ、災害発生時直前ににおける適正価格を基準として決定するものとする。

(報告)

第7条 この協定の実効を図るため、甲は乙に対して情報連絡体制、用紙の在庫量等について報告を求めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項は、甲・乙両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年9月1日